

旧氏併記（記載・変更・消除）を請求される方へ

塩尻市役所 市民課市民係

- ① 住民票に関する各種証明書およびマイナンバーカード（マイナンバー通知カード）に旧氏が記載されます。記載された旧氏は氏名と一体のものとして取り扱うため、旧氏を省略して証明書を交付することはできません。

氏名	シオジリ ハナコ 塩尻 花子
旧氏	マツモト 松本

- ② 市内外に住所変更した場合や戸籍届出により現在の氏に変更があった場合でも旧氏は引き続き記載されます。
(現在の氏と旧氏が同じになった場合は旧氏の削除請求をしてください。)

例) 氏: 塩尻 → 松本 → 塩尻 → 辰野 → 塩尻

旧氏記載
旧氏: 松本 → 松本 → 松本

- ③ 戸籍届出等により現在の氏に変更があった場合は、変更直前に称していた氏に旧氏を変更請求することができます。
(変更請求には新戸籍の原本が必要です。)

例) 氏: 塩尻 → 松本 → 塩尻 → 辰野

旧氏記載 旧氏変更
旧氏: 松本 → 塩尻

- ④ 旧氏併記が不要になった場合はいつでも旧氏の削除請求ができます。ただし、削除した旧氏および旧氏の併記（記載）請求時に選択しなかった過去に称していた氏は今後旧氏として再度併記（記載）請求をすることはできません。

例) 氏：塩 尻 → 松 本 → 塩 尻 → 辰 野

旧氏：	旧氏記載	旧氏削除	旧氏記載
	松 本 →		→ × 塩 尻
			× 松 本

- ⑤ 旧氏の削除後に戸籍届出等により現在の氏に変更があった場合は、変更直前に称していた氏を旧氏として新たに併記（記載）請求することができます。

例) 氏：塩 尻 → 松 本 → 塩 尻 → 辰 野 → 諏 訪

旧氏：	旧氏記載	旧氏削除	旧氏記載
	松 本 →		→ ○ 辰 野
			× 塩 尻
			× 松 本

■印鑑登録について

- 旧氏併記後は印鑑登録においても旧氏の印影を登録することができます。
- 既に旧氏で印鑑登録をしている場合は、戸籍届出等により氏の変更があった時に登録が職権抹消されますので、改めて印鑑登録申請をしていただく必要があります。（有料）
- 旧氏併記の消除または変更をした場合は旧氏の印影の印鑑登録は職権抹消になる場合があります。

■証明書のコンビニ交付について

- コンビニ交付でお取りいただける印鑑登録証明書には旧氏が併記されません。（今後システム改修を行い対応する予定です。）

（令和元年11月5日）